

【助成の対象者】

●65歳以上の方

10月下旬にお届けするインフルエンザ予防接種の「受診票」をご利用ください。

【接種期間】11月1日（金）～令和2年1月31日（金）

【接種費用】自己負担金1,000円（生活保護世帯は無料）

●子ども（生後6か月～中学生）・妊婦の方

医療機関で接種費用全額をお支払いいただき、「大山町インフルエンザワクチン予防接種費用助成金申請書」を提出してください。

【接種期間】10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

【助成金額】1回あたり1,000円を除いた金額（生活保護世帯は全額助成）

【申請方法】申請書に母子健康手帳の写し・領収書等を添付のうえ、令和2年3月31日（火）までに提出してください。詳しくは10月中旬にお届けする通知をごらんください。

【提出先】こども課（保健福祉センターなわ内）、本庁住民課及び各支所総合窓口室

インフルエンザの予防接種は発症・重症化防止に効果的です。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が持続する期間は約5か月間とされており、インフルエンザが流行する前の12月上旬までに接種を受けておくことが望ましいといわれています。

あわせて、手洗い・うがい・咳エ

◆問い合わせ先

（65歳以上）健康対策課

☎0859・54・5206

（子ども・妊婦）こども課

☎0859・54・5205

インフルエンザ
予防接種助成のお知らせ

チケット（マスクの着用、咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえるなど）でインフルエンザの予防に努めましょう。

令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

✓ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

➤ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

